議第百四号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例について

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事　江　崎　禎　英

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表短靴の項中「ただし、女子の場合の使用期間は、十二月とする。」を削り、同条第二項中「又は夏服スカート」を削る。

第三条中

「階級章	「階級章
識別章	識別章
警察手帳	警察手帳
手錠	手錠
警笛	警笛
警棒	警棒
けん銃	拳銃
帯革	帯革
けん銃つりひも	拳銃つりひも」
ショルダーバッグ」	

を　に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提　案　説　明

警察法施行令の一部改正に伴い、警察官に支給する被服の品目から夏服スカートを削除する等のため、この条例を定めようとする。